主

本件抗告を棄却する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

職権をもって調査するに、本件記録によれば、東京拘置所長は、平成二年四月二 八日、逃亡犯罪人引渡法二〇条一項に基づき、抗告人を中華人民共和国の官憲に引 き渡したことが認められる。したがって、抗告人が求めている本件逃亡犯罪人引渡 命令の執行停止は、その余地がなくなったものというべきである。

よって、本件抗告は理由がないからこれを棄却し、抗告費用は抗告人に負担させることとし、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成二年五月一日

最高裁判所第一小法廷

裁判	長裁判官	角		田	禮	次	郎
	裁判官	大		内	恒		夫
	裁判官	四	ツ	谷			巖
	裁判官	大		堀	誠		_
	裁判官	橋		元	四	郎	平